

令和3年 第4回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和3年3月1日(水)
開会 午後3時00分 閉会 午後4時40分
- 2 場 所 峰山地域公民館 大会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第18号 令和3年度京丹後市立学校教職員の管理職人事異動内申について
 - (2) 議案第19号 京丹後市学校施設の長寿命化計画の策定について
 - (3) 議案第20号 京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - (4) 議案第21号 京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について
 - (5) 議案第22号 京丹後市立学校共同学校事務室運営規程の制定について
 - (6) 議案第23号 京丹後市子育て環境支援設備整備事業補助金交付要綱の制定について
 - (7) 議案第24号 京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の一部改正について
 - (8) 報告第1号 京丹後市丹後地域公民館耐震改修等工事請負契約の変更について

【追加議案 議案第25号】

 - (9) 議案第25号 京丹後市教育委員会教育長の辞職の同意について
- 7 その他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について
 - (2) 各課報告
 - ① 3月学校行事予定について
 - ② 3月保育所・こども園行事予定について
- 8 会 議 録 別添のとおり(全23頁)
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名

する。

令和3年3月31日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 田村 浩章

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛

子ども未来課長補佐 蒲田幸宏 生涯学習課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さんこんにちは。ただいまから「令和3年 第4回京丹後市教育委員会定例会」を開催いたします。

本来であれば、本日は午前中に府立高等学校の卒業式がありましたので、市からも理事者が出席し祝辞を述べさせていただくところですが、本年度は新型コロナウイルス感染症の関係から来賓への案内を控えられていたため、祝辞を送るだけとし、出席しませんでした。残念ではありますが、この場でお祝いを申し上げたいと思いますし、生徒たちが自分の夢や目標に向かって進んでいってくれることを願っているところです。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言は解除になりましたが終息したわけではありません。3月は2つの小学校では修学旅行、小中学校の卒業式、成人式、高齢者大学の閉講式などをはじめ多くの行事がありますし、制限をかけていました中学校の部活、社会教育活動についても、制限を緩和することとしますが、引き続き感染予防対策を行いながらの実施にすることとしています。

議会は3月定例会の会期中であり、来週一般質問があります。新年度を控えていることもあり、教育委員会にも多くの質問があります。その中でも、学校再配置は、この間の地域等からの要望等の関係もあり複数の議員から質問がありますし、その他にも学校教育関係では、学校給食費と給食のアレルギー対応、食育、中高一貫教育、丹後学の体制、学校と地域づくり、不登校対応などがあります。子育て支援関係では、子育て支援施設、父親の子育て支援、児童虐待など、社会教育では、図書館整備、文化芸術振興審議会、歴史文化遺産の保存と活用などとなっています。今回も様々な質問がありますが、適切な答弁に努めたいと思っています。

また、年度末になりますので人事異動の準備を行うこととなりますが、今月は何回か臨時会を招集させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、「令和3年度京丹後市立学校教職員の管理職人事異動内申について」をはじめ8議案と追加議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

それでは、令和3年第2回教育委員会（2月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。御質問等ありましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

田村委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第18号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第18号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第18号について同意)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

議案第19号「京丹後市学校施設の長寿命化計画の策定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第19号「京丹後市学校施設の長寿命化計画の策定について」説明を申し上げます。

本計画は、平成25年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」並びに、平成27年3月に文部科学省で策定された「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、所管・管理する学校施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組みの方向性を明らかにすること、また、既に市で策定している「京丹後市公共施設等総合管理計画」及び同計画の個別施設計画編との整合性を保ちつつ、令和3年度から10年間の長期方針と、前期・後期の5年ごとの具体的な整備計画を立てること、併せて、今後の学校施設の維持・更新コストについては、長期的な視点が必要となるため、40年間の試算期間として設定し、策定しています。

それでは、本計画について御説明いたします。

計画は、章建て、7章で構成しており、冊子下段に印字されていますページ番号で説明いたします。

1ページからの第1章では計画策定の背景、目的、計画の位置づけを図式し、3ページでは計画期間を10年としつつ、長期的な視点が必要となるため40年間の試算する期間としています。

4ページの第2章では、文部科学省の「学校施設整備基本構想の在り方について」で示された「学校施設の目指すべき姿」を定め、5ページからの第3章では、学校施設の

実態として、本計画の対象施設の現状把握を行っています。

対象施設は、令和2年5月1日現在の学校基本調査に基づく施設数（小学校17校、中学校6校、学校給食センター1施設）をもって計画を策定しており、学校施設の一覧、児童生徒数、学級数の推移、配置状況、また直近5年間の施設関連経費の推移を、施設整備費と経常経費に区分して、その平均経費を算出しています。

9ページでは学校施設台帳による基本情報を入力することで自動作成される「図3-2 築年別整備状況」を図式化することで、築年数30年以上の建物面積は計画対象施設面積の89パーセント、10年後には91パーセントを占める見込みであり、老朽化が進んでいることが確認できます。

また、10ページでは、＜従来型イメージ図＞に示すと通りの改修手法（いわゆる建替え中心で、故障や不具合が生じたら改修する手法）を踏襲する図式であり、この改修サイクルを基本に、過去に実施した施設改修に係る周期、改築単価を入力することによって導き出される理論上の概算コストの推計として、「図3-3 今後の維持・更新コスト将来推計」を導き出すと、今後40年間の必要概算額は380億円と推計しています。

次に、第3章第2項で学校施設の老朽化状況の実態として、対象施設の老朽化状況の把握を行っています。

その算出については、11ページから19ページにかけて、基本的には「文部科学省が示す学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」の考え方、方針、計算ソフトなどを活用して記載しています。

まず、11ページ、ステップ1「学校施設の全体把握」では、調査評価すべき対象の「かたまり（棟別）」についてイメージ図を示し整理しています。

12ページからのステップ2「老朽化状況の把握」では、構造躯体の評価と、構造躯体以外の劣化状況の評価方法を整理し、これらにより導き出された評価を少しページが移動しますが、15ページから17ページ「表3-6 老朽化状況と健全性の評価結果」として示し、対象施設の「かたまり（棟別）」ごとに評価しています。

18ページ「表3-7 老朽化状況と評価基準」は躯体以外の劣化状況の評価の基準となったAからDの4段階評価を、写真事例を示しながら評価しており、19ページでは先にシミュレーションしました＜従来型＞の改修手法から、計画的に機能向上と機能回復に向けた改修を行う＜長寿命化型＞を、期間の目安となるサイクルをイメージ図と示した上で、過去に実施した施設改修に係る周期、改築単価を入力することによって導き出される理論上の概算コストの推計として、「図3-8 今後の維持・更新コスト将来推計（長寿命化型）」を示しています。この図は、これまでの改築・改修・修繕の周期、単価設定を「文部科学省の解説書」で取り扱うエクセルソフトに従い、入力することで将来推計として作成されたものです。

ページが前後しますが、10ページで示された「従来型」整備と比較し、「長寿命化型」に整備方針を転換することで、理論上ではありますが、今後40年間の総額は321億円の試算額となり、「従来型」と比較し、約59億円（15.5パーセント）を削減できることが推計されています。

次に、20ページからの第4章「学校施設整備の基本的な方針等」では、すでに策定されている「京丹後市公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえつつ、今後の学校施設の長寿命化計画の基本方針並びに施設の活用方針として、3つの基本方針を掲げ、この方針を達成するためには、学校施設の規模・配置計画との整合性を図る必要があるため、次の21ページにおいて、平成22年12月に策定しました「京丹後市学校再配置基本計画」での方針の抜粋を示し、学校適正規模の方針を記載しています。

次に、22ページ、第4章第2項「改修等の基本的な方針」では、学校施設の実態を踏まえつつ、目指すべき姿を実現していくための改修等の基本的な方針として、「長寿命化の方針」「予防保全の方針」「目標耐用年数の設定」の3つの方針を示し、23ページに再掲しています「図4-1長寿命化のイメージ」図において、「従来型」の改修中心の施設整備から目標耐用年数を80年として使用するために必要な改修周期（建築後20年目に原状回復等の大規模改造、中間期の40年目に機能向上のための長寿命化改修、60年目に再度原状回復等の大規模改造、80年目には改築）という目標周期を設定し、学校施設の長寿命化を目指します。

次に、24ページ、第5章「基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等」では、主な部位別改修は、緊急性を要する部位とすること、また学校の適正配置計画も見据えながら整備を進めていくことを前提として、本計画で目指すべき整備水準は各部位の概ね中等レベルの改修を進めることを基本としつつ、社会情勢や財政状況、市全体のバランスを勘案して改修を計画していきます。

次に、25ページの第6章「長寿命化の実施計画」では、先に示した（15ページから17ページ建物情報一覧表）施設の健全度の点数を、低いものから色分けし、優先順位付けした「表6-1改修等の優先順位の考え方」「表6-2改修等の優先度分布（棟別）」でまとめています。

そうした中で、優先度の考え方や整理、各施設の劣化状況の変化などを考慮しつつ、今後5年間の整備計画について、27ページで、主な事業名を、28ページには、概算事業費の規模を示しています。

第2項「長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果」では、「従来型」の整備から「長寿命化型」に整備方針を転換することで、40年間の整備費概算を380億円から321億円に縮減可能と試算しましたが、本計画での学校施設は25施設と多く、また築年数40年前後が9割を占めていること、財政状況も勘案しながら整備を進める必要があるため、長寿命化工事の後倒し、改修の工事の前倒しなどを検討し、さらに「長寿命化型」について平準化を図るシミュレーションを、29ページ「図6-4今後の維持・更新コスト（長寿命化型）平準化」で示し、10年間ごとの事業費を平準化しています。

最後に、30ページ、第7章「長寿命化計画の継続的運用方針」として、基本的な3項目を掲げています。

第3項の「フォローアップ」については、前提として、10年の計画期間の中間年の5年目に見直すことを記載していますが、今度検討されています「京丹後市学校適正配置基本計画」が策定され、対象施設の変更が生じる可能性もありますし、社会情勢等へ

の対応も想定されますので、そうした諸変化の検討も踏まえ、改訂のタイミングを検討する予定です。

以上、説明が長くなりましたが、今回の計画策定は、まずは現状の施設の実態を明らかにし、焦点化をすることで対象施設全体の把握に努め、その上で、従来型の改修手法を、長寿命化型（予防型）の改修手法に代え、機能を維持すること、そのために目安として、直近5年程度の当面の計画策定と、その後の検討時期を示す計画としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第19号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<野木委員>

次長の説明の最後で、今後の児童数の変化等で計画の変更もあり得るという説明がありました。ところが一番住民としては重要なところであるように思うのです。確かに60億円ぐらい、この計画だとコストが安くなるということはわかるのですが、そもそも今の施設をそのまま維持をするのではなくて、再配置によって今の施設がなくなるということがほぼほぼわかる中で、約60億円安くなるということが、その金額を市民の方に提案してこういうのをしますよということより、学校適正配置基本計画が策定された後で実態に即したものを提案したほうがよいのではないかと思うのですが。

<横島教育次長>

野木委員さんの御指摘はもともとだと思うのですが、第2次の学校再配置というか学校適正配置基本計画が3月市議会に上程できていれば、その実状を学校施設の長寿命化計画に反映ができるかなということも当初考えていたのですが、6月市議会まで同計画の上程が遅れてしまったということなので、3月現在の実状で説明をしないと整合性が保てません。当然、この6月に新しい計画が市議会承認を受け、学校数を変えるという方針を示したら、それ以降は学校施設の長寿命化計画の学校数も、こうしたいというもので見直しをかけていくべきだろうとは思っています。ただ、今の段階では、こちらの事務が遅かったということもあるのですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって3月市議会に上程ができていませんので、従来の計画に基づいて、現状の学校数で試算をさせていただいたという形になります。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第19号「京丹後市学校施設の長寿命化計画の策定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第20号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第20号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、教育委員会事務局組織の所掌事務等について、実態に即した事項、字句に改めるため、所要の改正を行うものです。また、京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正を受け、既存の他の例規、「京丹後市就学前からの小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、認定こども園及び学校の総称に関する規則」が影響を受けるために関連する字句等を改正する必要が生じたため、附則を項建てにして、併せて所要の改正を行うものです。

それでは、京丹後市教育委員会事務局組織規則の新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第2条課及び係名について「社会教育係 文化振興係」の2係を1係にまとめ「社会教育・文化振興係」に改めます。

次に、第3条の課の事務分掌では、それぞれの課・係での見直しや実態に即した事項を整理しています。

まず、改正上のルールとなりますが、既存の条の間に、新たに追加する条がある場合は、先に既存の条を繰り下げた上で、新たな条を追加する方式をとるため、2ページの第3条第2号ア(ソ)中「(セ)」を「(ソ)」に改め、同号ア(ソ)を同号ア(タ)とし、

1 ページの同号ア中（エ）から（セ）までを1つずつ繰り下げ、（オ）から（ソ）までとし、新たに追加する条があるため、同号ア中（ウ）の次に、同号ア中（エ）として、新たに「学校ICT環境整備に関すること。」を加えます。

次に、2 ページの第3条第2号イ学務・指導係の（オ）中の「小中一貫教育」を「保幼小中一貫教育」に改め、第3条第2号アでの改正と同じく、新たに追加する条があるため、同号イ（ソ）中「（セ）」を「（ソ）」に改め、同号イ（ソ）を同号イ（タ）とし、同号イ中（キ）から（セ）までを1つずつ繰り下げ、（ク）から（ソ）までとし、新たに追加する条があるため、同号イ中（カ）の次に、同号イ中（キ）として、新たに「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に関すること。」を加えます。

次に、3 ページの子ども未来課、企画児童係の第3条第3号ア（キ）の次に、「（ク）一時預かり事業に関すること。」、「（ケ）子育て短期支援事業に関すること。」、「（コ）子育て支援センターの運営に関すること。」、「（サ）病後児保育事業に関すること。」、「（シ）放課後子ども教室に関すること。」を加えます。

次に、第3条第3号イ幼保こども園係の（イ）中「就園及び保育の実施」を「特定教育・保育施設等」に、同号イ（オ）中「健康安全」を「健康・安全」に、同号イ（カ）中「私立保育所及び無認可保育所」を「認可外保育施設」に改め、同号イ（コ）を削り、同号イ（キ）から（ケ）までを「（キ）広域入所に関すること。」、「（ク）通所バスの運行管理に関すること。」、「（ケ）就学前教育・保育の推進に関すること。」に改めます。

次に、4 ページをご覧ください。第3条第4号生涯学習課、社会教育係イ中の「社会教育係」を「社会教育・文化振興係」に改め、同号イ（ク）を削り、同号イ（キ）の次に「（ク）文化芸術の振興に関すること。」、「（ケ）文化芸術関係団体に関すること。」、「（コ）（ア）から（ケ）に掲げるもののほか、社会教育・文化振興に関すること。」を加え、第3条第4号ウ文化振興係を削ります。

次に、5 ページ第11条の見出し中「及び非常勤職員」を「、非常勤職員及び会計年度任用職員」に、同条中「又は非常勤職員」を「、非常勤職員又は会計年度任用職員」に改めます。

次に、附則第2項関係として、新旧対照表の7 ページをご覧ください。「京丹後市就学前からの小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、認定こども園及び学校の総称に関する規則」です。

まず、題名及び第1条中「小中一貫教育」を「保幼小中一貫教育」に、第1条中「あたり」を漢字で字句を修正し、第2条第3号中「平成16年京丹後市条例」の次に「第」を加える修正を行います。

次に、第4条中「小中一貫教育」を「保幼小中一貫教育」に、「地域住民等」を「私立保育所、私立保育園、私立子ども園及び地域住民等」に改めるものです。

最後に、附則として、施行日は令和3年4月1日としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第20号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<田村委員>

教えていただきたいのですけれども、生涯学習課のところで、社会教育と文化振興それぞれ係があるところを一緒にするというのは、どういう理由からなのでしょう。

<引野理事兼生涯学習課長>

現在社会教育係が2名、文化振興係が2名という、2人で1係というような形で、人数が減った関係もあるのですけれども、現状そのような形になっていまして、実際2人で1係というのは非常に業務がしにくいといえますか、文化振興の担当、社会教育の担当、両方してもらわないと、なかなか割り振りもしにくいということもありますし、文化振興のほうは文化芸術振興計画の策定なども始めていくのですけれども、社会教育も文化振興も一緒に進めたほうがかえってやりやすいといえますか、しっかりと推進もできるだろうということで、係を統合するというところでお願いをしているところです。

<田村委員>

そしたら、2つ合わせて変わらず4名でやるということだと思いますが、文化芸術振興計画の策定もありますし、文化の薫り高いまちづくりというのを掲げておりますので、しっかりと担当していただきたいと思います。

<引野理事兼生涯学習課長>

人数については現状の体制では厳しいかなというような思いもありまして、今後の人数は未定ということだと思っています。できた体制の中で、しっかりと文化のほうは進めていきたいと思っています。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第20号「京丹後市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

議案第21号及び議案第22号の2議案は、共同学校事務室運営についての関連議案となりますので、一括議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認めます。よって議案第21号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」、議案第22号「京丹後市立学校共同学校事務室運営規則の制定について」の2議案を一括議案といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

まず、議案第21号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4の規定に基づく共同学校事務室を設置するため、所要の改正を行うものです。

共同学校事務室とは、各市町教育委員会の所管に属する学校のうち、その指定する二以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織です。

共同学校事務室設置の目的・効果としては、事務処理の適正化（相互チェック機能によるミス・不正の防止）、学校事務の標準化・効率化、学校のマネジメント機能の強化また教材教具備品等の共同購入や文書收受・福利厚生事務等の共同処理などがあります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、目次に第5章の2共同学校事務室（第18条の2）を加えます。

第1条の趣旨では文言整理をしています。

次に、事務職員の職を定義するため、第12条の次に枝番号を用いて第12条の2を追加し、第1項学校に、必要に応じて専門幹、事務主任、主任及び主事を置く。

第2項専門幹は、上司の命を受けて特に重要な事務又は特定の範囲の事務を処理するほか、担任の事務を処理する。

第3項事務主任及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

第4項主事は、上司の命を受けて事務を処理する。

第5項専門幹、事務主任、主任及び主事は、事務職員をもって充てる。と定めます。

改正前の第12条の2を、第12条の3に1条繰り下げ、別表を別表第1に改めます。

先に目次について、追加しました第5章の2共同学校事務室に係る定義を第18条の2（共同学校事務室）として追加し、内容については、第1項学校に、法第47条の4の規定に基づく共同学校事務室を置く。

第2項共同学校事務室を置く学校（以下「設置校」という。）及び当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）の範囲は別表2のとおりとする。

第3項共同学校事務室に、室長及び職員を置く。

第4項室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

第5項室長及び職員は、対象学校の事務職員の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。ただし、室長については当該事務職員の中から命ずることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者を命ずることがある。

第6項共同学校事務室においてつかさどる事務は、次のとおりとする。

第1号対象学校の学校運営に係る事務の企画、立案、連絡調整及び渉外に関すること。

第2号対象学校の文書の收受その他の文書管理、公文書の審査、情報の公開及び個人情報保護に関すること。

第3号対象学校の府費負担教職員の給与、旅費及び福利厚生に関すること。

第4号対象学校の財務及び会計に関すること。

第5号前各号の掲げるもののほか、共同学校事務室において処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと認められる事務に関すること。

第7項共同学校事務室の室長及び職員は、対象学校の効果的かつ円滑な学校運営に資するため、連絡調整を図り、相互に協力するよう努めなければならない。

第8項共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。としています。

また、別表を追加することで、別表（第12条の2関係）を別表第1（第12条の3関係）とし、別表第2（第18条の2関係）を加え、共同学校事務室名、設置校、対象学校を定めています。

附則第1項として、施行期日を、令和3年4月1日から施行する。

附則第2項として、準備行為を規定し、「改正後の第18条の2第5項の規定による室長の任命に関し必要な行為は、この規則の施行の前日においても、同項の規定の例によりすることができる。」とし、

附則第3項として、今回の改正により、既存の関連規則は内容が重複するため廃止することを規定しています。

続いて、議案第22号「京丹後市立学校共同学校事務室運営規程の制定について」説明をさせていただきます。

議案第21号で説明をした地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4の規定に基づく共同学校事務室を運営するための規程を新たに定めるものです。

別記をご覧ください。

この京丹後市立学校共同学校事務室運営規程は、第7条の条文と附則で構成しています。

第1条趣旨として、京丹後市立学校管理運営規則第18条の2第8項の規定に基づき、共同学校事務室の運営に関し必要な事項を定めるものとしています。

第2条に経営計画及び評価、第3条専決事項として対象学校の校長の権限に属する事務のうち、室長の専決できる事項を各号に示しています。

第4条サービスとして、共同学校事務室の室長及び職員の各々が所属する学校以外の対象学校（兼務校）において業務に従事するときのサービスの監督は、当該兼務校の校長が行うこととしています。

第5条では共同学校事務室運営会議、第6条では共同学校事務室協議会を定め、第7条その他として、この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。としています。最後に附則で、この訓令は令和3年4月1日から施行する。としています。

以上よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第21号及び議案第22号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<野木委員>

この共同学校事務室というものは、どこに所属というか、どういう図式になっているのですか。中学校の中にあるのか、小学校ではないとは思いますが。第22号の2ページの学園共同学校事務室イメージ図を見ながら先ほどの説明を聞いていたのですが、管轄といいますかこの学校に配置される位置づけになるのですか。

<横島教育次長>

京丹後市の学園共同学校事務室のイメージ図を今見ていただいているということで、基本のパターンとしては、旧町ごとに小中一貫教育を進めていますのでその括りの中

の、今回網野町域が先進的に進めていますのでそこを共同学校事務室としてやっていきたいという思いを持っています。小・中学校と絡めていますので、イメージ図としては中学校のほうを上には挙げてはいますが、それぞれ学校に事務職員が1人いますので、その中から1人室長を決めて、その室長がおられるところが設置校、共同事務室がある学校という形になって、それ以外の事務さんは、兼務校と言っているのですが、それぞれの学校にいながらも業務によっては設置校の室に行き、いろいろな意味で分担をして事務を進めるということを考えています。

〈野木委員〉

事務の方々が一堂に会するような場所があるというわけではないのですね。

〈横島教育次長〉

基本はそれぞれの学校に事務室がありますので、事務室に行き、打合せ等をして、スペース的に足らなければまた兼務校に戻り、打合せをしてきたことを1人がその学園全部の事務を進めるというようなことに実態はなろうかと思いますが、そういった組織としてそういう取組みを位置づけるというのが共同学校事務室というシステムです。

〈野木委員〉

何となくわかったような感じがします。そしたら、例えば前回か前々回か、予算計上の中になかなか高額な印刷機を各中学校に配置するというような提案がありましたが、そういったものを一括管理して、その学園の中で報告の書類だとかいろいろなものをその印刷機で印刷していくとか、将来的には経費の削減もできるという、そういうこともこの中に入っているという位置づけでよいでしょうか。

〈横島教育次長〉

まさしく今おっしゃっていただいたことがこれに含まれていて、先ほどの説明でも事務の効率化のこともこの目的に入っていますので、そういった中で少しでも経費の削減ができる部分はそこも見越しての取組みという形になります。

〈野木委員〉

何年前かに兵庫県の学校に、こういう形でされたのかどうか思い出せないのですが、事務の方がいらっやって、先生方の事務的な時間を、そういう方々が代行してプリン

トしたりとかするということ、そんなところに視察に行ったことを覚えているのですが、次長そのあたりを覚えていらっしゃるでしょうか。そういうものもこの中に入っているのでしょうか。

<横島教育次長>

学校事務が、学校の企画立案にも十分事務のプロとして関わっていくということを目指していく方向に国も2、3年前だったと思いますが、そういうことも言いながらの共同学校事務室の提案だと思っていますので、事務としてできることは教職員の負担も軽減ができるお手伝いがあればそういったことも含めて検討していただくというのは大きな方向性として入っていると思っています。

<久下委員>

共同学校事務室の室長というのは、例えば網野学園を想定したときに、網野中学校にその方がおられて、その方ともう1人いらっしゃるという形になるのでしょうか、それとも、2名体制ではなくて、室長でありながら、先ほど自分の勤務校の仕事もということもあったようだったので、ちょっと頭の中が混乱しているのですが。

<横島教育次長>

そもそも室長というのは学校の事務職員の中で選ぶという基本がありますので、どの事務さんがどこの学校に配置されるかは新年度になってみないとわからない部分があるのですが、その中で、一番室長として適当な方を教育委員会としては任命するという形で室長が決まるわけです。兼務校という形になっています、もともとの基準はそれぞれの学校に事務さんは本来配置をされるという京都府のほうからそういう配置になるので、それを市として共同学校事務室というこういう組織、括りを改めてつくって、そこで事務の効率化なり学校の先生方のお手伝いをしていきたいと思いますということですので、事があれば当然みんな集まって会議や協議をして、通常の業務、その指示のもと、例えば教材をそれぞれの学校がばらばらで注文するのではなくて、1人の事務さんがその兼務校で、3年生の教材は誰々先生がしますとか、4年生の教材は誰々先生がしますとかすれば、効率よく、オーダーの単位も上がってくるので単価も安くなるとか、いろいろな意味でそういう改善ができるであろうと。そういうことをやっていただくというふうに考えています。

小・中学校の絡みなので一番わかりやすいのは中学校の事務さんにその室長をとというふうに、そういう絵の仕立てになっているのですが、やはり事務職としてのキャリアとか、いろいろな部分もあると思いますので、ルールの大元としては学校事務さんの誰かを指定するという形の仕立てに規則上はなっています。

〈吉岡教育長〉

室長を設置することもあるので、今後は当然それを考えた人事になると思います。

〈小坂学校教育課長〉

網野学園を例に申しますと、網野学園の中の各校に各事務職員さんがおられます。この学園内の事務職員さんにおきましては、それぞれの学校で今様々な事務に取り組んでいただいているという形になってはいますが、共同学校事務室という取組みによって、室長を1人任命させていただいて、その室長さんを中心にして、今各校が取り組んでいるような、例えば先ほど野木委員さんが言われたように、大量にプリントアウトするような機械は各校にあるわけですが、そういったことを共同学校事務室という学園内の取組みとして、高速カラープリンターを設置したところで必要な印刷を短時間でできるような形が取れるのでそういったこともやっていきましょう。また、各学校の事務員さんが物品の発注をかけたりにしているようなことについても、学園内のとりまとめという形で共同学校事務室の取組みの一つとして行っていきましょう。そういったことで効率的に進めていきましょうというような形で、この共同学校事務室を設置するという事です。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

まず、議案第21号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

次に、議案第22号「京丹後市立学校共同学校事務室運営規程の制定について」につきまして、原案どおり承認することにしてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

議案第23号「京丹後市子育て環境支援設備整備事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第23号「京丹後市子育て環境支援設備整備事業補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

子育て世帯が市内の事業所及び店舗において授乳及びおむつ替え等を行うための子育て支援設備の整備に係る経費を補助するため、京丹後市子育て環境支援設備整備事業補助金交付要綱を制定するものです。

別記をご覧くださいと思います。

この交付要綱は11条の条文と附則により構成されています。

第1条趣旨で市内の事業所及び店舗が乳幼児への授乳及びおむつ替え等を行うための子育て支援環境の整備を促進するため、京丹後市補助金等交付規則及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとしています。

第2条補助対象者等として、第1項で対象者を市内に事業所等を有するものであって、市税等の滞納のないものとしています。同条第2項で事業所の要件を定めています。

第3条で補助対象経費を、第4条で補助金の額を定めています。

第5条、第6条では交付の申請、交付の決定をそれぞれ定め、第7条では実績報告について定めています。

第8条から第10条では、補助金の額の確定、補助金の請求、補助金の返還についてそれぞれ定めています。

第11条その他で、この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。とし、附則でこの告示は、令和3年4月1日から施行する。としています。

最後に別表（第3条関係）として補助事業区分、対象設備、補助対象経費を表に定め、続いてそれぞれの様式へと続いています。

以上よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第23号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第23号「京丹後市子育て環境支援設備整備事業補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

議案第24号「京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第24号「京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図るため、京丹後市立認定こども園預かり保育事業を1世帯2人以上同時に利用する場合の2人目以降の園児にかかる利用料について、令和3年4月1日から半額とするため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

現行の第6条利用料の第1項に「ただし、同一の利用期間において、保護者の属する

世帯に2人以上の預かり保育を利用する園児がある場合の2人目以降の利用料は、当該各号に定める額の2分の1の額とする。」を加えます。

附則として、この告示は、令和3年4月1日から施行するとしています。

以上、よろしく御審議お願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第24号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<安達委員>

子育て中の保護者にとって半額になるという制度はとてもよいことだと思います。

質問ですが、幼児の無償化により1号認定児が減少して、預かり保育を利用している子どもたちの人数が少なくなっていると思いますが、無償化以前の預かり保育利用状況と無償化になってからの利用状況は、どの程度の変化がありますか。

<蒲田子ども未来課長補佐>

細かな数字につきましては持ち合わせていないのですが、今年度、令和2年度の今日現在ですけれども、預かり保育の利用者につきましては28名ということで、数的にはかなり少なくなっているというふうに見ています。

来年度の見込みですが、子ども未来課としましては、35名の利用を見込んでいます、そのうちの兄弟利用につきましては2人を見込んでいます。同世帯の2人目の利用につきましては2人を見込んでいまして、年間影響額としましては6万3,000円を見込んでいます。

<安達委員>

ありがとうございました。2号認定の短時間の子と、1号認定の預かりを利用している子どもと、保育時間は一緒でも預かりを利用するとお金がかかってしまうということで、お母さんが家におられて1号認定しかもらえない方はお金を払って預かりを利用しているという形になっているのですが、いつもここに矛盾を感じているのですけれども、何とか家計を助けてあげられたらよいなと思っています。

<蒲田子ども未来課長補佐>

先ほど2人の利用と申しましたが、あくまでも見込みでして、転出をされるような情

報もあるようですので、もしかしたら実際のところ0人でのスタートになるかなというとりでもありますので、御了承いただきたいと思います。

〈安達委員〉

制度ができて利用がないかもわからないということですね。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第24号「京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

次に、報告第1号「京丹後市丹後地域公民館耐震改修等工事（建築主体工事）請負契約の変更について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

報告第1号「京丹後市丹後地域公民館耐震改修等工事（建築主体工事）請負契約の変更について」説明をさせていただきます。

本件は、令和2年7月13日に市議会の承認を受けました、京丹後市丹後地域公民館耐震改修等工事（建築主体工事）請負契約につきまして、工事着手後、足場を設置して現場の詳細な確認、調査を行った結果、外壁改修の改修範囲などを変更する必要が生じたもので、変更前の契約金額1億6,665万円を、2,854万2,800円増額して、変更後の契約金額を1億9,519万2,800円とし、併せてその内の消費税額についても変更するものです。

変更となる主な工事内容については、記載のとおりで、外壁改修の改修範囲の変更、

大ホール屋根部の鉄骨接続の工法の変更などです。

修正をお願いしたいのですが、1の(3)で、クラック補修としまして「平方メートル」と書いていますが「メートル」の間違いですので、3か所とも「メートル」で修正をお願いします。

なお、本変更契約については、市議会3月定例会で上程し、議会の承認が得られたのちに、契約締結する運びとなります。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

<吉岡教育長>

報告第1号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<野木委員>

当初、予算が決まっていると思いますが、大きく増えた額に対して、どこから予算を捻出されるのですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

予算につきましては、当初に編成していました予算の枠内で、入札によって契約額がいくらか落ちていたのもともとの予算内で執行できるということになっています。

<野木委員>

そういう場合は、当初この契約をされた予算そのまま普通に工事をするわけですか。というのは、新たにまた増えた金額を入札かけるとか、そういうことではなくて、入札をしたその企業が増えた分も合わせて契約をするというのが普通なのですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

一連の工事の中での部分的な変更ということですので、別に発注をすると時間ですか、費用や手間も余計にかかるということが通常だと思いますので、当初の契約相手にそのまま変更で追加するというのが普通のやり方です。

<野木委員>

わかりました。ルール上のことをお尋ねしただけです。

<久下委員>

随分当初と変わってきているなと思いながら見ていたのですが、完成との関係は特に問題ないでしょうか。

<引野理事兼生涯学習課長>

予定通りこの3月末に完成の見込みとなっていて、工期の変更はありません。

<吉岡教育長>

ほかにはよろしいでしょうか。

やはり変更額が多いと議会からも理由を聞かれます。今回聞かれるかどうかはわかりませんが、今まで保育所なんかでは多い場合は聞かれました。

これで報告は終わります。ここで暫時休憩いたします。

－休憩－

<吉岡教育長>

休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで議長を交代します。

<野木教育長職務代理者>

それでは、追加議案を提案いたします。

なお、本議案につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、審議に直接の利害関係のある事件のため、教育長は除斥いたしますので、退席をお願いいたします。

(※ 吉岡教育長退室)

<野木教育長職務代理者>

初めに、議会の非公開についてお諮りします。

議案第25号は人事案件のため、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号

の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全員>

異議なし。

<野木教育長職務代理者>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第25号につきましては非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第25号について同意)

<野木教育長職務代理者>

教育長の出席を許可するとともに、議長を交代し、再開をいたします。

(※ 吉岡教育長入室)

<吉岡教育長>

それでは引き続き議事を再開します。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

続いて3のその他ということで、諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

<横島教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

① 3月学校行事予定について

② 3月保育所・こども園行事予定について

<引野理事兼生涯学習課長>

2月臨時会で御承認いただきました雑誌スポンサー制度のスポンサー募集を今日から

始めていまして、ホームページ等で募集の開始をさせてもらっています。また御支援いただきたり、周知に御協力いただきましたらありがとうございます。以上です。

<吉岡教育長>

全体を通して、何か御質問等がありませんか。

<吉岡教育長>

以上で第4回京丹後市教育委員会定例会を閉会といたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後4時40分>

[3月臨時会 令和3年3月12日(水) 午後4時00分から]